

RPA 及び AI-OCR 運用保守業務 仕様書

ICTイノベーション推進室

第1章 全体概要

1 業務名

RPA及びAI-OCR運用保守業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

本市では令和３年度からライセンス費用の抑制を図りつつ、全庁的なRPAの展開に取り組むことを目的にデスクトップ型からサーバ型RPAへの移行を行いBizRobo!を導入した。

令和４年度では、本市で実施した全庁業務量調査や業務ヒアリングの結果から効果が認められた業務においては所管課において個別ロボットを作成した他、ICTイノベーション推進室にて「全庁に共通する業務ロボット」という位置づけで汎用ロボットの作成と普及を行った。

令和5年度では前年度に作成した汎用ロボットの更なる普及とこれまで作成したロボットの棚卸を実施した。

今後RPAの更なる展開と業務改善を目指すところであるが、本市では令和7年度中にBizRobo!のバージョンアップを控えており、令和6年度はその準備を行う必要がある。

本業務は、これまで構築したRPAを安定して継続利用するだけでなく、さらなるDX推進におけるRPA及びAI-OCRを活用した業務効率化を推進することを目的とするものである。

3 業務概要

- (１) RPA(Robotic Process Automation)の設定
- (２) AI-OCR(Artificial Intelligence Optical Character Reader)の設定
- (３) RPA 業務活用のサポート
- (４) RPA サーバ設定変更作業
- (５) システム運用・保守 ※令和６年４月１日より開始すること

4 業務対象

- (１) 対象システム
RPAソフトウェア、RPAサーバ、AI-OCRソフトウェア
- (２) 履行場所
堺市役所本館、受注者が用意する場所で発注者の承認を得た場所
※受注者が用意する場所は、第2章５（１）が順守されると発注者が判断した場合承認する
- (３) 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 納入物及び成果物

- (１) 納入物及び成果物

ア 納入物

納入物	数量
RPAライセンス	BizRobo!Lite+年間ライセンス 2本 1年分のライセンスを提供すること。ライセンス取得時期は契約締結後、本市と協議して決めること。 バージョン：10.7.0.4
AI-OCRライセンス (LGWAN-ASPであること。)	500,000か所が読み取り可能なライセンスを1年分提供すること。ライセンス取得時期は契約締結後、本市と協議して決めること。 【参考】Seisho II Liteプラン50、 BizRobo!OCR(ガバメント)Minimum

イ 成果物

以下に示す各種成果物等を本市に納入すること。成果物の内容、部数、納入期限の詳細については、本市と協議の上決定することとする。なお、納入した成果物に係る権利は全て本市に帰属するものとする。

成果物	納入方法及び部数等
①プロジェクト計画書 (年間スケジュール、実施体制等を定めた計画書)	電子媒体1部 本市と協議の上で納期を設定し、それに従って提出すること。
②RPA設定完了報告書	電子媒体1部 本市と協議の上で納期を設定し、それに従って提出すること。
AI-OCR関連 ③AI-OCR設定完了報告書 ④利用手順書 ⑤移行計画書(初期設定、現在利用している読込帳票移行等を含む) ⑥実施スケジュール ⑦作業手順書(AI-OCR稼働テストを含む) ※「Seisho II Liteプラン50」の場合④～⑦は不要	電子媒体1部 本市と協議の上で納期を設定し、それに従って提出すること。
⑧課題管理台帳 (本システムにおける課題(ロボットのシナリオエラーに関するものを除く)を管理する台帳。作業進捗が分かるようにすること。)	電子媒体1部 半期に一度定例会を行い、その際提出すること。その他、本市が提出を求めた際提出すること。

⑨問い合わせ台帳 (ヘルプデスク(2(1)ア)等で受けた問い合わせ一覧)	電子媒体1部 定例会および年度末にそれぞれ提出すること。その他、本市が提出を求めた際提出すること。また台帳には進捗管理ができるようにすること。
⑩RPA及びAI-OCRソフトウェアやシステム構成、環境図やサーバ・ネットワーク等に係る設定手順や概要説明資料など (現在の設定に変更を加えた場合のみ)	電子媒体1部 設定変更実施後、速やかに提出すること。
RPAサーバ設定変更作業に係るドキュメント ⑪実施計画 ⑫実施スケジュール ⑬作業手順書(RPA稼働テストを含む) ⑭作業完了報告書	電子媒体各1部 本市より次期基盤移行スケジュール提供後、本市と協議の上作成し速やかに提出すること
⑮ライセンス管理表	電子媒体1部 半期に一度定例会を行い、その際提出すること。その他、本市が提出を求めた際提出すること。
インシデント関連 (障害等インシデントが発生した場合) ⑯インシデント報告書 ⑰インシデント対応計画書	電子媒体1部 インシデント発生時速やかに第一次報告を行うこと。
ソフトウェア保守・サポート (脆弱性が発覚した場合) ⑱脆弱性対応計画書	電子媒体1部 脆弱性発覚時速やかに提出すること。
⑲サーバメンテナンス完了報告書	電子媒体1部 本市と協議の上で納期を設定し、それに従って提出すること。
⑳議事録・打ち合わせ資料 (会議を開催した際の議事録及び打ち合わせ資料)	電子媒体1部を半期に一度の定例会や本市が臨時に開催を希望した際の打ち合わせ毎に提出すること。
㉑月間運用保守完了報告書	電子媒体1部 毎月月末以降翌月10日までに提出すること。なお3月分報告書は3月31日までに提出すること。

(ア) 納入方法

- ① 成果物は他に定めのない限り、本市と協議のうえ納入期日を定め納入すること。
- ② ドキュメントは、日本語で表記すること。（製品名などで英語表記が必要なものは除く。）
- ③ 電子媒体の納入方法は原則メールでの添付とし、容量が大きく添付不可な場合は別途協議すること。

(イ) 納入先

ICT イノベーション推進室（堺市堺区南瓦町 3 番 1 号）

第2章 本業務の要件

1 業務要件

(1) RPAの設定

受注者は、契約締結後速やかに本市のRPA動作環境を確認し、これまでに構築したロボットが継続して稼働できるよう、ライセンス設定やサーバの環境設定の確認を行うこと。なお第1章 5（1）イ成果物②の納品を以て完了とする。

各端末へのDesign Studio、Desktop Automation Service（以下、「RPAソフトウェア」という。）のインストールは本市職員が行うため、RPAソフトウェアの準備及びインストールについて後述するヘルプデスクに問い合わせがあった際は導入をサポートすること。必要に応じて既にインストールを行っている端末への設定変更についても同様とする。

● RPAサーバについて

本市が保有する第2期統合基盤（以下、「現行基盤」という。）という物理マシン上で、「LGWAN接続系ネットワーク（以下、「LGWAN系」という。）」及び「個人番号利用事務接続系ネットワーク（以下、「個人番号利用事務系」という。）」上にそれぞれRPAサーバ（仮想マシン）を設置している。

それぞれのネットワークで、同時開発数は各3、同時実行数は各2として、運用を行う。

統合基盤提供業者と本業務受注者との作業分担については「別表 1 統合基盤提供業者と本業務受注者の作業分担一覧」を参照すること。また統合基盤利用におけるルールについて「別表 2 統合基盤利用におけるルール」を参照すること。

RPAサーバの環境設定などRPA利用環境を変更するにあたっては本市と事前協議を行い作業すること。その際、本市へ構成確認のための事前ヒアリングを行い、受注者が行う一連の作業や構築する環境及び機能について明確な説明を行うこと。

RPAサーバの情報（LGWAN系及び個人番号利用事務系どちらも同じである）

OS	Windows Server 2016
----	---------------------

CPUコア数	4コア
メモリ	16GB
システム領域容量	100GB
ロボットファイル保存領域容量	100GB

(2) AI-OCRの設定

現在、本市ではSeisho II (LGWAN)を使用している。ソフトウェアの種類は問わないが、引き続きAI-OCRが利用可能な状態とすること。またライセンス取得時期は、契約締結後本市と協議して決定すること。

AI-OCRを利用するにあたり、AI-OCRソフトウェアのインストールが必要な場合は、使用する各端末へのインストールは本市で行うため、ソフトウェア及びインストール手順書を提供すること。既にインストールを行っている端末への変更が必要な場合は、変更内容について示すこと。

なお、読み取り精度を向上する情報等があれば適宜共有すること。

また、読み取り量が契約数の上限を超過しないように、管理できるツールや事前アラートの設定、もしくは、使用量が一定量を超えたら受注者から本市へ連絡する等の対策を行うこと。

なお本市では現在13種類の帳票(申請書やアンケート用紙等)の読み取りを行っている。利用にあたり必要となる帳票の読み取り箇所設定作業は本市職員にて実施するものである。

なお以下ドキュメントの納品を以て完了とする。

ア 納品するドキュメント

受注者は速やかに利用開始できるよう、次の書類を提出すること。

※「Seisho II Liteプラン50」を納品する場合は(イ)～(オ)は納品不要。

(ア) AI-OCR設定完了報告書

(イ) 利用手順書（ユーザがシステム利用する上での手順書）

(ウ) 移行計画書（初期設定、現在利用している読込帳票移行等を含む）

(エ) 実施スケジュール

(オ) 作業手順書（初期設定手順やAI-OCR稼働テスト等移行に関する手順書）

(3) RPA業務活用をサポート

本市では、業務ごとに実行端末を共有するなどロボット実行方法をいくつかのパターンに分けている。LGWAN系と個人番号利用事務系でもそれぞれ運用が異なる。ロボット実行方法や運用体系の詳細は受注者に提供する。本市が示した運用体系を十分理解した上で、本市職員の問い合わせに対応すること。

実行端末やロボットの配置、タブレットの使い方、ユーザ管理、MC(Management Console)の管理等について今後の展開を踏まえてロボットがより効果的に動作できる環境となるよう、本市職員が問い合わせた際は適宜助言を行い、RPA業務を拡大するために積極的

なサポートを行うこと。

本市では最も費用対効果の高い汎用ロボットの利用を推奨しており、所管課から業務効率化の相談を受けた際には、RPAを利用することが最も効率的と判断した場合に、導入することとしている。

(4) RPAサーバ設定変更作業

次期基盤へ移行する庁内LANシステム接続のための設定作業LGWAN系RPAサーバは庁内LGWAN系ネットワーク（以下、「庁内LGWAN系NW」と言う。）にドメイン参加しており、また庁内LGWAN系NWではDNS及びドメインコントローラーとしてActive Directory（以下、「AD」と言う。）を使用している。前述の通り、本市では令和7年1月より次期基盤の利用を開始するが、庁内LGWAN系NWのADサーバは次期基盤に移行するに伴い、IPアドレスが変更される。LGWAN系RPAサーバは令和7年度に移行実施するまでは現行基盤に残るが、次期基盤上のADサーバと接続するための参照先設定変更作業を行う必要がある。

- ア 受注者は本市の手順書に基づき、LGWAN系RPAサーバのネットワーク設定にて、次期基盤上のADサーバをDNSとして参照する為の設定を実施すること。また、設定変更後にADサーバとの疎通確認を行うこと。疎通確認後は、MCとの接続確認、カプレットからロボット実行を行うこと。
- イ 設定作業において不明点や不具合が発生した場合は、Windows Severに係ることは発注者と協働し、BizRobo!に関することはBizRobo!メーカーと調整し、解決について努めること。
- ウ 実施計画及びスケジュールについては、本市より庁内LGWAN系NWのADサーバの移行スケジュール提供後、本市と協議の上作成し速やかに提出すること。なお実施日について以下の様な想定をしている。
実施予定日：令和6年8月中の半日
- エ 作業実施にあたっては、事前に本市と協議を行い、作業内容の齟齬が発生しないようにすること。また、質疑がある場合は実施日までに関解決しておくこと。
- オ 作業実施前には、本市が指定するバックアップを実施すること。不具合発生時のリストア作業は本市で行う。
- カ 受注者が手順書どおりに設定作業を行わなかった為に不具合が発生した場合は受注者の責任とする。
- キ 作業は受注者が、発注者の立会いのもと実施し、作業終了後に発注者は終了確認を行う。なお第1章5（1）イ成果物⑭の納品を以て完了とすること。

2 運用・保守要件

(1) システム運用要件

受注者は、令和6年4月1日より以下の保守を提供すること。

ア ヘルプデスク

- (ア) RPA ソフトウェア及びロボット全般、AI-OCR に関する問い合わせの受付を実施すること。
- (イ) ロボット全般とは、BizRobo! で新たに作成するロボットのほか、既に稼働をしているロボットも含む。AI-OCR についても同様である。
- (ウ) ヘルプデスクは、電話やWEB、一次問い合わせは、メールにて受付を実施する。必要に応じ、電話やWeb会議を実施する。本市からの問い合わせ履歴については、問い合わせ台帳で管理すること。問い合わせ管理台帳は問い合わせ履歴の進捗管理ができるツール（Excel等）で台帳化したものを想定している。
- (エ) 問い合わせ履歴は、本市と常に情報共有ができ、RPA及びAI-OCRを使用している職員全員が共有できるようにすること。
- (オ) 受付時間は平日 9 時 00 分～17 時 30 分とする。（ただし、障害対応時を除く）
- (カ) ヘルプデスクで問い合わせを受け付けた際は、2 営業日以内に一次回答を行うこと。
- (キ) 本市から周知するメールを送信することで同じ問い合わせが頻発することを防ぐ等、必要に応じて、問い合わせ件数を減らす取組みや本市への助言を行うこと。
- (ク) ヘルプデスクでのサポート時間は年間 1 0 0 時間とする。

受注者はサポート実施都度、本市に利用工数を報告すること。なおヘルプデスクでのサポート工数の対象として、単に受付から回答までの全時間とするのではなく、調査、回答作成や本市からの電話対応等、実際にサポート完了するまでに要した時間とし、受注者がメーカー問い合わせなどを行った際、メーカーから回答を得られるまでの時間等は含めないものとする。

イ ソフトウェア保守・サポート

- (ア) 受注者は履行期間内において、RPA ソフトウェア及び AI-OCR ソフトウェアサポートを提供可能な体制を確保し、必要に応じてサポートを提供すること。
- (イ) 受注者は履行期間内において、RPA ソフトウェア及び AI-OCR ソフトウェアに関するバグフィックスや機能改善を目的としたバージョンアップが提供された場合はバージョンアップ等の対応を実施すること。実施にあたって必要な作業費はこの契約に含むこととし、別途本市から支払うことはないことに留意すること。
- (ウ) バージョンアップ時などサーバ環境等で作業を行う場合は各ネットワーク（LGWAN 系及び個人番号利用事務系）及びその配下にある各システムに影響がないよう、あらかじめ調査を行い、本市と協議の上実施すること。
- (エ) RPA 環境構築において独自に導入されるソフトウェアにおいて、メーカーと保守契約・サポート契約を確立すること。あわせて、メーカー等のサポート・保守が利用できる状態とすること。また、下記内容により保守を実施すること。

a ソフトウェア一覧

本システムの調達にあたり必要なソフトウェアのライセンス及びサポート保守期限について、ライセンス管理表を作成し適時更新、管理すること。

b ライセンス更新

更新が必要となるライセンスや証明書等の費用、更新手続き・作業及びその費用は本業務に含めること。

(2) インシデント管理

履行期間中における全てのインシデントについて、事象確認と原因切り分けを速やかに行い、問題を分析して本市に即時報告するとともに、必要な対応を実施すること。

ソフトウェア及びサーバにインシデントの原因がある場合は、「インシデント対応計画書」として取りまとめ、本市の承認を得ること。なお、本市への報告は緊急時を除いて書面によるものとし、記録は履行期間中において保管及び管理すること。

ア RPA

インシデント原因がRPAソフトウェア及び環境構築に係り導入したソフトウェアにある場合は受注者が復旧まで対応することとし、インシデント原因が本市から提供する仮想サーバにある場合は別途協議とする。

障害発生時RPAシステム側に原因があるか一次調査を行うこと。原因がRPAシステム側に無く仮想マシン側にあると思われる場合であっても報告すること。

またインシデントがRPAソフトウェア及び環境構築に係り導入したソフトウェアにあり、また障害発生から1営業日中に復旧できない場合は統合基盤提供業者にて仮想マシンのリストアを実施する。その際障害発生した仮想マシンにおいて障害発生原因判明まで調査を実施すること。

イ AI-OCR

インシデント原因がLGWAN-ASPサービス側である場合は受注者がサービス提供者と連携し、復旧まで対応すること。

障害発生時AI-OCRシステム側に原因があるか一次調査を行うこと。

また障害発生から復旧に時間がかかる可能性がある場合は、代替手段等を提供するなど、AI-OCRを利用した業務を継続できるよう努めること。

3 情報セキュリティ要件

(1) ログの取得・管理

本市のBizRobo!ではインシデント発生時の追跡を行えるように、ロボット実行時の「実行日時」「終了日時」「エラー情報」「ロボット名」「ロボット実行ユーザ名」等の情報を取得し、ログファイルに出力する機能を有している。本機能を継続して利用可能であること。

(2) ソフトウェア更新

- ア RPAソフトウェア及びAI-OCRソフトウェアに関して不具合修正を目的とするパッチや脆弱性対策を目的とするセキュリティパッチの提供情報を継続的に収集すること。
- イ 本市から脆弱性情報の提供を受けた場合は、速やかに調査し、報告すること。
- ウ インシデント発生の起因となるような深刻な脆弱性情報を入手した場合は対応について本市と協議を行うこと。本市が対応実施を決定した場合は、当該脆弱性への対応又は当該セキュリティパッチの適用に関する計画を「脆弱性対応計画書」として取りまとめ、本市の承認を得た上で受注者が実施すること。「脆弱性対応計画書」は以下の内容等を含むこと。
 - (ア) 対策の必要性、対策方法
 - (イ) 対策方法が存在しない場合の一時的な回避方法
 - (ウ) 対策方法又は回避方法がシナリオ実行に与える影響
 - (エ) 対策の実施予定
 - (オ) 対策試験の必要性、対策試験の方法
 - (カ) 対策試験の実施スケジュール
- エ パッチの緊急適用を実施する場合は緊急適用計画を作成し、本市の承認の上で適用を実施すること。

(3) サーバメンテナンス

- ア 年に1回程度の計画停電時（例年1月実施）にWindows Server OS及びミドルウェア等について現状バージョンと公開されている最新バージョンの差異の有無、サポート期間を確認し、パッチ適用作業を伴うメンテナンスを行うこと。なお、緊急で修正が必要な場合は即時対応を行うこと。なお令和4年度および令和5年度においては、それぞれ年に1回実施したのみで、緊急性があり即時対応が必要となった案件は無かったものである。
また、実施時期については、双方協議のうえ、決定する。なおなお第1章5（1）イ成果物⑭の納品を以て完了とする。
- イ セキュリティパッチ適用
 - (ア) セキュリティパッチの適用は以下のものを想定している。
 - a OSのサービスパック等の修正情報（パッチ）適用
※令和4年度および令和5年度は修正情報なく実施実績なし。
 - b OSの修正情報（パッチ）適用（各製品年1回程度）
※令和4年度および令和5年度に年1回実施実績あり。
 - c ミドルウェアのサービスパック等の修正情報（パッチ）適用
※令和4年度および令和5年度は修正情報なく実施実績なし。
 - (イ) (ア) a OSのサービスパック等の修正情報については、(ア) c ミドルウェアのサービスパック等の修正情報の適用の前提条件となっている場合に限り実施することを想定している。ただし、(ア) a OSのサービスパック等の修正情報の適用が、障害対応等で

必要となった場合は実施すること。

- (ウ) パッチ等適用作業前にはバックアップを実施すること。バックアップからのリストアは統合基盤提供業者が実施するが、リストア後のRPA稼働確認は受注者にて実施すること。
- (エ) リリースされたセキュリティパッチについては基本的に全て適用することとするが、事前に本市と協議のうえ適用すること。
- (オ) 運用期間中のセキュリティパッチ等の適用については、適用日を本市と協議し実施する（年 1 回、1 ～ 2 日で実施）。ただし、緊急を要するパッチがリリースされた場合には本市と別途協議することとする。また実施手順について双方協議の上決定すること。
- (カ) O S の修正情報（パッチ）適用についてはBizRobo!環境に影響を与えないことを受注者側で事前に検証してから実施すること。検証実施後適用するか、検証を行わない場合は実績のある（システムに影響を与えない）ものを適用することとする。この場合、本市の承認を得たうえで対応すること。

4 プロジェクト管理

(1) 体制

- ア 業務従事者のうち 1 名以上は業務責任者とし、業務の全体管理を行い、適宜ICTイノベーション推進室との調整を行うこと
- イ 業務従事者は、本仕様に定める作業内容を理解し、実施するために必要な知識及び能力を有する要員を配置すること
- ウ 止むを得ない事情で業務従事者を変更する場合は、業務に支障が生じないように十分な引継ぎを行うこと
- エ 本業務を確実に履行できる業務従事者を記載した実施体制図を作成し、本市へ届け出ること。

(2) 管理方法・会議体の運営

- ア 本業務における進捗管理、課題管理などのプロジェクト管理を実施すること。
- イ 半期に 1 回の定例会を実施し、発生している課題などの報告を行うこと。また定例会を実施したのち議事録を作成し、本市の承認を得たうえで提出すること。
- ウ 報告・連絡・相談を密に行い、認識のずれが生じないようにすること。

5 機密保護及び個人情報保護

(1) 各法令の遵守

本業務の遂行にあたっては次に掲げる法令をはじめ、各種法令及び本市の条例、規則、堺市情報セキュリティポリシー等を遵守すること。

- ア 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- イ 堺市電子計算機管理運用規程（平成 15 年堺市庁達第 2 号）
- ウ 堺市情報セキュリティ対策基準要綱

(2) 機密、個人情報の取り扱い

本業務の遂行上、知り得た情報を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了又は解除後も同様とする。また、機密や個人情報を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。

(3) 提供資料、データの取り扱い

本市が提供した資料及び電子データ（以下「データ等」という。）は、本業務を実施する目的のためのみに用いることとし、本市の許可なく複写又は複製してはならない。また業務終了後はデータ等を本市に返却又は消去しなければならない。データ等を消去した場合は、消去したことを証明する書類を本市に提出すること。

(4) 従事者の個人情報保護等に係る情報セキュリティ

従事者に対する個人情報保護等に係る情報セキュリティに関する研修を実施すること。

第3章 全体概要

1 プロジェクト管理

(1) 受注者は各月の業務が完了した時は、当該月末日以降翌月10日までに当該月分の「業務完了届」を本市に提出すること。なお3月分の報告書は3月末までに提出すること。また各月の業務完了状況を確認する為、運第1章5（1）イ成果物②を併せて提出すること。

(2) 機密保護

ア 本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用し、ほかに開示してはならない。

イ 本市の機器を使用する場合、本市の定めるユーザID、パスワードを用いること。

(3) 個人情報保護

ア 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）と併せ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

イ 従事者に対する個人情報保護等に係る情報セキュリティに関する研修を実施すること。

(4) 本契約の実施にあたり、本仕様書に定めなき事項または疑義が発生した場合は、速やかに本市と協議を行い、作業を実施すること。

(5) 本業務の成果物については、その著作権は本市が有するものとする。

(6) 本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）により業務を履行しようとする場合、再委託先、再委託内容、その他本市が必要と認める事項を本市の指示する所定の様式にてあらかじめ本市に提出し、承諾を得ること。また、承諾を得た業務について、再委託先がさらに再々委託を行うことは認めない。

別表 1 統合基盤提供業者と本業務受注者の作業分担一覧

業務内容	担当者
緊急におけるサーバ再起動またはサービス再起動	受注者もしくは発注者（受注者が緊急性・必要性があると判断したが、即時対応できず発注者にて作業が必要となった場合に限る） ※本市が提供する手順書に基づき実施すること
仮想マシンの起動及び業務システムの起動、シャットダウン	受注者もしくは発注者（受注者が緊急性・必要性があると判断したが、即時対応できず発注者にて作業が必要となった場合に限る） ※本市が提供する手順書に基づき実施すること
Bizrobo!に関する障害対応	受注者
仮想マシン提供前の OS の初期設定	統合基盤提供業者
ウイルス対策ソフト(Trend Micro Apex One セキュリティエージェント)の提供	
統合基盤運用開始後の障害対応（物理サーバ、UPS、仮想化ソフト）	
仮想マシンの時刻同期	
IP セグメントの提供	
バックアップスクリプトの提供	
仮想マシンのリストア	

別表 2 統合基盤利用におけるルール

①定期的にバックアップを取得する場合は、ICT イノベーション推進室から提供するスクリプトをスケジュール登録して運用すること。※既に運用中である。
②バックアップを取得する場合は、システムの静止点を確保して実施すること。※既に実施中である。
③統合基盤上の仮想マシンを操作する際に、ICT イノベーション推進室が提供する運用管理端末を使用する場合、指静脈認証を使用するため、事前に指静脈の登録を行うこと。なお、不要となった情報は早急に削除すること。
④部門システムの動作不安定の原因が統合基盤側にあると想定される事象が発生した場合、電算管理者からの要請により、システム設置課側でも調査し、動作不安定の解消に協力すること。
⑤仮想マシンの OS 以上の階層での異常に関して、調査、回答、問題解決を行うこと。
⑥ソフトウェアについて、ソフトウェアが動作する仮想サーバの vCPU 分、または、冗長性確保の為に仮想システム上、仮想サーバが移動可能であるホストサーバのハードウェア台数分（CPU 数）等、必要

なライセンスが仮想化基盤上で必要最低限であること。ただし、既に利用しているものについては、第3期統合基盤への移行時に見直しを図ることとし、ICT イノベーション推進室と協議すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

(1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

(2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

(1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

(2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

(3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

(1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

(2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。